

令和6年

2月農業委員会総会議事録

■日時	2024年（令和6年） 2月14日（水） 14：30～15：27	反訳：西都
■場所	和泉市役所 本館 5-A会議室	速記株式会社
■出席者	<p>[農業委員] 計（14名）</p> <p>（敬称略） （議席順）</p> <p>1 西川 文三 2 井阪 武範 3 西辻 達佳 4 飯村 りか 5 紀之定清五郎 6 山口 一美 7 井坂 常典 8 友田 吉春 9 友田 博文 10 辻林 孝幸 11 福本 敏行 12 仲野 充 13 森 忠清 14 岡田 如弘</p> <p>[欠席委員] 計（0名）</p> <p>[事務局] 計（5名） 藤原美津子 富永 利幸 仲野 文三 麓 信也 伊藤 真琴</p>	
■提出資料	議案書	
■議案	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請承認について 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請承認について 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について 議案第5号 農用地利用集積等促進計画作成に関する要請について 議案第6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について 議案第7号 和泉市農業経営基盤強化促進基本構想の改正について</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による解約通知受理について 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の専決受理について</p>	

■議事内容

事務局	お忙しい中、ありがとうございます。
友田会長	<p>それでは、ただいまから令和6年2月の委員会総会を進めさせていただきます。</p> <p>開会に当たりまして、友田会長、御挨拶をお願いいたします。</p> <p>今日は大変お忙しい中御出席いただきまして、ありがとうございます。</p> <p>（時節の挨拶）</p> <p>それでは、これより農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>早速ですが、本日の出席者数を事務局から報告願います。よろしく願います。</p>
事務局	<p>本日、委員会に出席されています委員は全員出席でございます。</p> <p>したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまして、本委員会総会が成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>友田会長、引き続き、よろしく願います。</p>
友田会長	<p>本日の議事録署名人には、6番山口一美委員、7番井坂常典委員の2人をお願いいたします。</p> <p>（両委員の承諾あり）</p> <p>それでは、議案書1ページをお願いいたします。</p> <p>2月委員会議事日程、議案第1号から議案第7号、報告第1号から報告第2号とな</p>

事務局	<p>っておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>議案書 2 ページをお願いいたします。</p> <p>議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請承認について、農地所有権移転 1 件に関する申請を、別表のとおり定めるものとします。</p> <p>議案第 1 号、1 番、池田下町の物件につきまして事務局から説明願います。</p> <p>事務局の麓でございます。</p> <p>議案書 3 ページ、1 番について説明させていただきます。</p> <p>許可を受けようとする土地の所在は、池田下町で、地目は、畑 1 筆、面積は 6 9 0 m²、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。</p> <p>また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。</p> <p>申請地は現在、譲受人の拠点となる場所から 2 0 0 m、徒歩 1 分の距離に位置しております。</p> <p>譲受人は耕運機を保有しており、農業従事予定日数は 7 0 日で、3 年 3 耕作を行う旨の誓約書が添付されております。</p> <p>また、周辺地域との関係については、「周辺農地に迷惑をかけないような耕作をします。農薬の使用について、周辺農地に支障のないようにします。」とのことです。</p> <p>続きまして、地区担当の山口委員から受けました調査結果を報告いたします。</p> <p>「現地確認を行い、野菜栽培されている農地であり、譲渡人と譲受人に意思確認いたしました。譲渡人は申請地を譲り渡すことに同意されており、譲受人は申請地で作物を栽培する予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。</p>
友田会長	<p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。</p>
森副会長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>この件について、異議、意見はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>異議なしということで、議案第 1 号、1 番については許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案につきまして、私が農業委員会に関する法律第 3 1 条の議事参与の制限により、審議が終わるまで退席となりますので、森副会長へ議事の進行をお願いいたします。</p> <p>すみません、退席いたします。よろしくお願いいたします。</p> <p>(友田会長 退室)</p>
	<p>引き続き、4 ページをお願いいたします。</p> <p>議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請承認についてということで、農地を農地以外の用途に転用 1 件に関する申請を、別紙のとおり定めるものとするということで、議案第 2 号、1 番、下宮町の物件について事務局から説明をお願いします。</p>

事務局	<p>議案書5ページ、1番について説明させていただきます。</p> <p>物件の所在地は、下宮町で、地目は、田1筆、面積は1,223㎡のうち442.63㎡、転用目的、申請人、施設物、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。</p> <p>また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。</p> <p>申請地は、市街地化の傾向が著しい区域に近接する区域にあり、一団の農地の規模が10ha未満の農地であるため、第2種農地と判断されます。</p> <p>第2種農地の代替性の検討ですが、申請地以外に、立地条件や価格面の条件を満たす土地がなかったことから、申請地以外では計画の実現が困難となっています。</p> <p>転用目的は露天駐車場で、申請人は和泉市立榎尾学園の建設工事の受注業者から令和6年3月から令和7年2月までの1年間、一時的に駐車場が不足するため、露天駐車場として利用したいとの要望を受けたもので、現地は整地のみを行い、普通自動車19台分の露天駐車場として一時転用するものです。</p> <p>続きまして、地区担当の友田吉春委員から受けました調査結果を報告いたします。</p> <p>「申請地は水稻栽培されている農地である。申請地を転用することにより周辺農地及び水路などへの影響はないと認められる。申請人に確認したところ、申請内容に間違いはないとのことで、調査の結果、許可やむを得ないと認めます。」との報告を受けております。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。</p> <p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。</p>
森副会長	<p>ありがとうございました。説明が終わりました。</p> <p>この件について、異議、意見ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
友田会長	<p>異議なしということで、議案第2号、1番については許可をするということで、大阪府に報告します。よろしくお願いいたします。</p> <p>(友田会長 入室)</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>引き続き議事を進めます。</p> <p>議案書6ページをお願いいたします。</p> <p>議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請承認について、農地を農地以外の用途に転用するため、所有権移転2件、賃借権の設定1件に関する申請を、別表のとおり定めるものといたします。</p> <p>議案第3号、1番、観音寺町の物件について、事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>事務局の仲野でございます。</p> <p>議案書7ページ、1番について御説明させていただきます。</p> <p>物件の所在地は、観音寺町で、地目は、田1筆、面積は合わせて1,322㎡、転用目的、貸し人、借り人、施設物、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。</p> <p>また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。</p>

	<p>申請地は、住宅、公益施設などが連たんしている区域にある農地であるため、第3種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は露天駐車場で、借り人は、病棟の増築に伴い駐車場が不足するため、現在の病院駐車場に隣接した申請地を60台分の露天駐車場に転用するものです。</p> <p>なお、転用面積が500㎡を超えるため、開発行為に該当しない旨の証明書が添付されております。</p> <p>続きまして、地区担当の井阪武範委員から受けました調査結果を報告いたします。</p> <p>「申請地は保全管理されている農地である。申請地を転用することにより周辺農地及び水路等への影響はないと認められる。貸し人及び借り人に確認したところ、申請内容に間違いはなく、借り人は許可後速やかに転用するとのこと。調査の結果、許可やむを得ないものと認めます。」との報告を受けております。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。</p> <p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。</p>
友田会長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>この件について、異議、意見はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>異議なしということで、議案第3号、1番については許可やむを得ないということで、大阪府に報告いたします。</p> <p>議案第3号、2番、観音寺町の物件について、西辻委員が農業委員会に関する法律第31条の議事参与の制限により、審議が終わるまで退席となります。</p> <p>(西辻委員 退室)</p>
事務局	<p>観音寺町の物件について、事務局から説明願います。</p> <p>議案書7ページ、2番について説明させていただきます。</p> <p>物件の所在地は、観音寺町で、地目は、田1筆、面積は528㎡、転用目的、譲渡人、譲受人、施設物、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。</p> <p>また、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。</p> <p>申請地は、住宅、公益施設などが連たんしている区域にある農地であるため、第3種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は露天駐車場で、譲受人は医療法人徳洲会和泉市立総合医療センターからの要望を受けたため、現在の病院駐車場に隣接した申請地を譲り受け、24台分の露天駐車場に転用するものです。</p> <p>なお、転用面積が500㎡を超えるため、開発行為に該当しない旨の証明書が添付されております。</p> <p>続きまして、地区担当の井阪武範委員から受けました調査結果を報告いたします。</p> <p>「申請地は保全管理されている農地である。申請地を転用することにより周辺農地及び水路等への影響はないと認められる。譲渡人及び譲受人に確認したところ、申請内容に間違いはなく、譲受人は許可後速やかに転用するとのこと。調査の結果、許可やむを得ないものと認めます。」との報告を受けております。</p>

友田会長	<p>また、農地利用最適化推進委員からも、この案件に関し意見などはございませんでした。</p> <p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。</p> <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>この件について、異議、意見はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>異議なしということで、議案第3号、2番については許可やむを得ないということで、大阪府に報告いたします。</p> <p>しばらくお待ちください。</p> <p>(西辻委員 入室)</p>
事務局	<p>議案第3号、3番、仏並町の物件について事務局から説明願います。</p> <p>議案書7ページ、3番について説明させていただきます。</p> <p>物件の所在地は、仏並町で、地目は、田1筆、面積は409㎡、転用目的、譲渡人、譲受人、施設物、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。</p> <p>また、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。</p> <p>申請地は、住宅、公益施設などが連たんしている区域にある農地であるため、第3種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は一般住宅で、譲受人は親の仕事を引き継ぐため、会社及び実家が近く、利便性が高い申請地と雑種地を「おば」から譲り受けて居宅を建築するものです。</p> <p>なお、開発許可が必要な案件であるため、開発の事前協議を行っていることを確認しており、最終的には農地法と同時許可となります。</p> <p>続きまして、地区担当の辻林委員から受けました調査結果を報告いたします。</p> <p>「申請地は保全管理されている農地である。申請地を適用することにより周辺農地及び水路等への影響はないと認められる。譲渡人及び譲受人に確認したところ、申請内容に間違いはなく、譲受人が許可後速やかに転用するとのこと。調査の結果、許可やむを得ないと認めます。」との報告を受けております。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員からも、この案件に関し意見などはございませんでした。</p>
友田会長	<p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。</p> <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>この件について、異議、意見はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>異議なしということで、議案第3号、3番については許可やむを得ないということで、大阪府に報告いたします。</p> <p>続きまして、議案書8ページをお願いいたします。</p> <p>議案第4号、農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号第18条）の規定による農用地利用集積計画3件を、別表のとおり</p>

<p>事務局</p>	<p>り定めるものいたします。</p> <p>議案第4号、1番、福瀬町、2番、小野田町、3番、坪井町の物件につきましては、関連があることから一括説明願います。</p> <p>事務局の伊藤でございます。</p> <p>議案書9ページ、1番、2番、3番について関連があることから一括して説明させていただきます。</p> <p>物件の所在地は、福瀬町、小野田町、坪井町で、地目は、田4筆、畑1筆、面積は合わせて4,050㎡でございます。</p> <p>貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。</p> <p>また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。</p> <p>続きまして、地区担当の仲野委員、友田吉春委員、岡田委員から受けました調査結果の報告をいたします。</p> <p>「現地確認を行い、保全管理及び野菜栽培されている農地であり、貸し手・借り手に意思確認いたしました。貸し手は申請地を貸すことに同意されており、借り手は申請地で野菜を栽培する予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。</p> <p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。</p>
<p>友田会長</p>	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>この件について、異議、意見はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしということで、ありがとうございます。</p> <p>議案第4号、1番、2番、3番については決定することといたします。</p> <p>続きまして、議案書10ページをお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第5号、農用地利用集積促進計画作成に関する要請について、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第11項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画3件を別表のとおり要請するものとします。</p> <p>議案第5号、1番、2番の、坪井町の物件につきましては、関連があることから一括説明願います。</p> <p>議案書11ページ、1番、2番について関連があることから一括して説明させていただきます。</p> <p>物件の所在地は、坪井町で、地目は、畑2筆、面積は合わせて6,595㎡でございます。</p> <p>貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。</p> <p>また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。</p> <p>続きまして、地区担当の岡田委員から受けました調査結果の報告をいたします。</p> <p>「現地確認を行い、サニーレタスなど栽培している農地であり、貸し手、借り手に</p>

友田会長	<p>意思確認いたしました。貸し手は申請地を貸すことに同意されており、借り手は申請地で続けてサニーレタスなど栽培する予定です。申請どおり問題ありませんでした。」との報告を受けております。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。</p> <p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>この件について、異議、意見はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>議案第5号、1番、2番については許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第5号、3番、仏並町の物件について事務局から説明願います。</p> <p>議案書11ページ、3番について説明させていただきます。</p> <p>物件の所在地は、仏並町で、地目は、畑1筆、面積は2,235㎡でございます。</p> <p>貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。</p> <p>また、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。</p> <p>続きまして、地区担当の辻林委員から受けました調査結果の報告をいたします。</p>
友田会長	<p>「現地確認を行い、保管理されている農地であり、貸し手、借り手に意思確認いたしました。貸し手は申請地を貸すことに同意されており、借り手は申請地でブルーベリーを栽培する予定です。申請どおり問題ありませんでした。」との報告を受けております。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。</p> <p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>この件について、異議、意見はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>異議なしということで、議案第5号、3番については許可することに決定いたします。</p> <p>議案書12ページをお願いいたします。</p> <p>議案第6号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第70条の6第1項の規定の適用を受けるため、適格者証明願1件に関する願出を、別表のとおり定めるものとします。</p> <p>議案第6号、1番、府中町の物件について事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>議案書13ページ、1番について説明させていただきます。</p> <p>物件は、府中町二丁目で、地目は、田3筆、面積は合わせて1,124㎡でございます。</p>

友田会長	<p>被相続人、農業相続人、被相続人との関係、相続開始年月日、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。</p> <p>また、地区担当の飯村委員と現地調査を行いましたところ、水稻やタマネギ栽培などをされており、今後も引き続き営農していく意思を確認いたしました。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。</p> <p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。</p> <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>この件について、異議、意見はございませんか。</p> <p>（異議なしの声）</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>異議なしということで、議案第6号、1番については承認することを決定いたします。</p> <p>（農林担当 入室）</p> <p>それでは、続きまして、議案書14ページをお願いします。</p> <p>議案第7号、和泉市農業経営基盤強化促進基本構想の改正について、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第6条第4項の規定に基づき、和泉市農業経営基盤強化促進基本構想を別添のとおり改正したいので、同法施行規則第2条の規定により農業委員会の意見を求めるものです。</p> <p>この議案について、産業振興室農林担当から説明があります。よろしくお願ひします。説明してください。</p>
産業振興室	<p>皆さんこんにちは、農林担当中島です。よろしくお願ひします。</p> <p>本日はお時間をいただきまして、ありがとうございます。</p> <p>早速ですが、今回案件として挙げさせていただくものは、和泉市農業経営基盤強化促進基本構想の一部改正となっております。</p> <p>昨年9月、地域計画策定に関する事項などを盛り込んで、追加する改正を御承認いただいた際に、スケジュール表で、再度年末頃に大阪府の基本方針の改正が予定されておりますことから、市町村においても改正が必要になるということをお伝えさせていただいていたと思います。</p> <p>今回の改正の主な内容につきましては、事前にお配りさせていただいております資料のとおり、大きく3点となっております。</p> <p>所得目標の見直し、2点目が営農類型の見直し。3点目、利用集積の目標値の見直しの3点でして、認定農業者の認定基準のハードルを下げ、新たに農業経営を営もうとする人を増やし、利用集積率を上げ、遊休農地を減らすことを目的としておるものとなっております。</p> <p>基本構想改正の概要につきましては、担当から説明させていただきます。よろしくお願ひします。</p>
産業振興室	<p>農林担当の金谷です。どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>先にお配りしております資料の概要について、1ページ目御覧いただけますでしょうか。先ほど中島のほうからお話ありました、主な変更点3つございます。</p>

それぞれの変更項目につきましては、本文の基本構想の措置、それぞれの該当ページに記載しておりますので、またお時間のあるときに御覧いただきたいと思っております。

具体的な内容につきましては2ページ目に移らせていただきます。

項目の1ということで、国版認定農業者及び認定新規就農者における経営計画の所得目標の見直しでございます。国版認定農業者及び認定新規就農者における認定要件である所得目標額、こちらを現行の600万円から550万円に引き下げる予定となっております。

また、認定新規就農者につきましては、現行の250万円から220万円に変更を予定しております。また、年間の労働時間については、変更は予定しておりません。

見直しの理由につきましては、物価高騰等によって所得に影響を受けている既存の認定農業者も、引き続き認定の要件を満たすことが可能、また、目標所得額のハードルが下がることによって、認定対象が拡大し、より多くの農業者が経営発展につながる支援策を受けることが可能となると見込まれております。

続きまして、3ページ目につきましては、所得目標のその2ということで、近隣の他市、他府県、また、都心東京近辺の認定農業者、国版認定農業者及び認定新規就農者の所得目標を参考につけさせていただいております。近隣でいうと、兵庫県が国版認定農業者の所得が540万円、また、認定新規就農の所得は200万円程度を目指すという内容になってまして、和泉市につきましても、こちらと大体同じような水準に今回改正させていただく予定となっております。

続いて、4ページ目につきましては、項目2ということで、経営体営農類型、農業経営の指標の変更についてでございます。

改正前が個別経営体営農類型23タイプ、組織経営体営農類型6タイプの、合わせて29タイプで設定しておりましたが、この度の改正で、和泉市で主に栽培されている、もしくは今後増えていくと予想される品目等に限定して、16タイプに絞り込みさせていただきました。

なお、従前ありました組織経営体営農類型につきましては、本市では、集落営農組織が存在しないということ、また、法人の経営体につきましては、個別経営体に今回集約する形で改正をさせていただいております。

また、これらの営農類型は、国版認定農業者の所得要件を達成し得る参考の指標となっております、もしこちらの営農類型以外の経営をされておったとしましても、認定は差し支えない、可能だというふうになっております。

続きまして、5ページ目、項目3の担い手への農用地の利用集積に関する目標値でございます。集積率の対象とする農地を、市内農地面積から農政施策の対象とする農地面積に変更しております。

令和15年までに担い手が集積する面積目標率を、現行のおおむね25%から51%とさせていただいております。

こちらの農政施策の対象とする農地面積とはということなのですが、地域計画策定区域内の農地面積プラス、生産緑地面積のこととなっております。

現行の市内農地面積との違いは、宅地化等の市街地農地や、市街化調整区域内における地域計画未策定農地を除いている点になります。

また、地域計画を策定せず、市民協働活動等により保全を進める農地は、集積率の

	<p>対象としておりません。</p> <p>変更する理由につきましては、今後展開される国の支援策は地域計画策定区域が中心となっていくこと、また、対象農地のうち、またそちらで地域計画が作成されることによって、今後、耕作者が不在となる農地を担い手に集約していく方針を進めていくためとなっております。</p> <p>続いて、6ページ目になります。先ほど項目3目標値のその2になります。担い手の定義ということで、国と府、市では若干定義が異なっております。国では①から④の方々を担い手と位置づけておるんですけども、大阪府の和泉市については、①から④に加えて、今後育成すべき経営体として大阪版認定農業者等、また企業参入であるとか、中心経営体、人・農地プランという、従前書かれてる担い手の保全等を、担い手として定義しております。</p> <p>その結果、集積率の目標値につきましては、国では令和15年に8割を目指していくという目標を掲げられておるんですけども、大阪府につきましては、先ほどの農地面積、担い手の定義による経営面積で計算しますと、令和15年の集積率目標が、大阪府では40%、和泉市では51%という計算の結果となっております。</p> <p>ただし、この地域計画というのは令和6年度末までに策定しなければならないと法定化されておりますので、現在そちらに向けて取組を進めておるところでございます。令和7年度時点で地域計画が実際に策定されている、農地面積をもう一度その際には集計して、集積率については再度算定をさせていただき予定しております。</p> <p>7ページ目は、今年度1回目、2回目の通してのスケジュールの表となっております。</p> <p>最終、8ページ目を御覧いただきますと、今回2回目のスケジュールということで、今現在2月ということで、JAさんと農業委員会のほうに、この度意見聴取を取らせていただいております。もし、このまま同意をいただけましたとしましたら、予定では令和6年2月22日までに大阪府のほうに知事協議ということで挙げさせていただき予定になってます。その後3月には新基本構想の同意を得られて、最終的には公告、策定という手続を予定しております。</p> <p>私からの説明は以上になります。どうぞよろしく願いいたします。</p>
友田会長	<p>説明が終わりました。</p>
	<p>何か皆さん、質問があれば、よろしく願います。</p>
産業振興室	<p>私からちょっと聞きます。この25%から51%に変わった理由と、面積ではどうなるの。ちょっとその辺、説明してください。</p>
	<p>金谷でございます。</p>
	<p>前回の25%は、農地の面積範囲といいますのが、ちょっと市内の農地面積ということで、ちょっと地域計画策定関係なく、和泉市の全ての農地面積を分母にしておりました。そして、担い手の経営面積も今現在の担い手さんの経営面積を分子にして、割りましたところ、実際目標値ということになるんですけども、25%程度を目指していきたいというふうに、現行はなっておったんですけども、実際、今回は令和15年、10年後を目指して目標値を設定するということにあっては、今度分母は地域計画の確定している面積を、生産緑地を上乗せするんですけども、そちらが担い手さんの側、和泉市の面積として、分母として持ってきて、そこには今後大阪府内で、全</p>

<p>辻林委員 産業振興室 友田会長</p>	<p>体で、この担い手さんをまた集約して育てて、確保していった皆さんそこに集約していきましようという農地が10年後には増えているであろう、大阪府の治山、シェアの面積割をした治山でもって、和泉市の割当てを求めていますので、実際、今の面積よりも、実際の、今の51%のこの計算の仕方は、大阪府のほうから和泉市のこの割当て面積をちょうど頂いてまして、それに担い手の面積を割ると、ちょっと計算上51%ということになってますので、実際のこの面積は。</p>
	<p>それはっきりしただけあるんやなくて。</p>
	<p>はい。</p>
	<p>分かりました。大体、面積ではどのぐらいで。25%の面積と、51%の面積であれば、面積の数字はどうなるのか。</p>
	<p>皆さん質問ございませんか。</p>
	<p>はい、どうぞ。</p>
<p>辻林委員</p>	<p>横山で、面整備事業が多かったの。それも勘案されてるんじゃないか。何十町歩農地を造成した。</p>
<p>産業振興室</p>	<p>はい。</p>
<p>友田会長</p>	<p>面整備な。</p>
<p>辻林委員</p>	<p>山林から農地。</p>
<p>友田会長</p>	<p>面整備。</p>
<p>辻林委員</p>	<p>補助金の充当もあり、和泉市が多なったんじゃないですか。</p>
<p>産業振興室</p>	<p>すいません、今、今回改正しようとしている面積ではないんですが、今実際に担い手への集約してるのが23.7%になっております。その際の計算に充てておりますのが、市内の農地面積が1,092haに対して、担い手が259ha。23.7%になっておりますので、同じ割合でいきますと、約500haぐらいが担い手に集約されると。ただ分母が変わりますので、多少の誤差はあろうかと思えます。</p>
<p>飯村委員</p>	<p>もう一度お願いします、すいません。</p>
<p>産業振興室</p>	<p>今の令和4年度現在になります、市内の農地面積を1,092ha。担い手さんへの集積されている面積を259ha。割りますと23.7%が担い手に集約されていると。令和4年度現在で。単純に51%を目指すとなってくると、担い手今23.7%ですので、約倍。</p>
	<p>259haの倍としますと、500ちょいぐらい。ただ、分母が違いますので、多少の前後はあろうかと思えますが、これぐらいが目指す面積になってこようかと思えます。</p>
<p>友田会長</p>	<p>ただ、集積ですが、単純に10年で割ったら25haになります。1年では、かなり難しいと思えます。</p>
<p>産業振興室</p>	<p>今後、高齢の方、後継者不足というところになりますので、担い手に集約していこうということをごんごんPRはさせていただきます。ただ、あくまでも計画です。達成できればいいなとは思っております。</p>
<p>友田会長</p>	<p>ほかに御意見ございませんか。</p>
<p>辻林委員</p>	<p>農家やめていくというのは、収益が上がらんからや。ヨーロッパとかあちらの農業は、国が全量買い取り制度で買い上げるという。そのため経営が安定してる。日本は米さえも離してしまう。そういう中で、農家の所得が上がらんからやめていくのは事</p>

友田会長 産業振興室	<p>実や。</p> <p>だから、国の農政は金だけ出したら適当にやることじゃなくて、根本的に考える必要がある。農家は減る一方ですよ。今の外交は、赤字が出るのに搾乳業者でも、今年800万赤字、去年は1,000万赤字、もうやめましたと。仕事してなぜ赤字ができる。そんなばかな話はどこにもない。</p> <p>わらの価格が上がって、餌代上がって、採算が合わない。しかし、定期的に搾乳する必要があるため、搾乳するが損をしてまで出荷できないので廃棄する。牛乳の出してくるのはほかしたと、余剰分を加工に何で回せないのかとか、我々思うわけ、もったいないなど。チーズもあればバターもあるのに、何か別の加工方法を考える必要があるのではと思います。それがいわゆる、頭のええ人はそんなこと考えないと思うので。根本的な考え方が違うと。そうでないと農業者は育たない。</p> <p>中島君、ばっちりした、ちょっと答弁を、ばちっと。</p> <p>すいません、この4月基本構想のその上に、都道府県がつくる基本方針、国の方針を一律でやっております。北海道ではない耕作地域も合わせて、大阪も同じ条件で、多少の計算式は一緒に率が変わるよというところになっておりますので、かなり和泉市の農家さんの皆さんにはしんどい改正にはなってるかなと思います。</p>
辻林委員	<p>農林としましても、微力ながら国に対して。</p> <p>私も、大阪府から10万円の助成金は頂いていますよ、肥料高騰の。2回頂きました、2年連続でね。国の補助金も頂きました、申請をしてね。ただ国は、少ないんです。4万6,000円。大阪府は10万円振り込んでくる。去年の申告を届けたら。2回頂きました。</p>
友田会長	<p>そういうことで、もうちょっと大阪も、そういう助成金もありがたいですが、もうちょっと考え方、どっか変える必要がある。今のこれからやっていく若い子が農業で育つ環境を考えることも必要。和泉市には農地が多くあるので、もっと根本的な考え方を変えてもらい、農業として成立すれば農業者も増え、農業委員会としては、やっぱりそういうところが根本的に、こういう考え方してますよって、これからの農業者は。そうでないと、この面積割り振りあっても若い子は農業に就きませんよということをはっきりと申し上げるほうが確かなと。</p> <p>友田会長の言いたいことは、こんだけ広げてそれ誰がするんよということやと思います。</p> <p>大阪府に今回の意見を言うてください。その後、大阪府から国に伝えて、下から上へ上げていくようにしてもらったら、やっぱり農業委員会であれば基本、これからの会議の発展性があるかなと思いますね。ありがとうございます。</p>
辻林委員 友田会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>中島君、フランスでは皆、農業者は自治体の職員と一緒にやねん。経営者じゃなしに、官庁に勤めてるみたいなもんや。そんだけ優遇されてんねん。それは、そのフランスの穀物事情を理解して、日本の農業施策を確保する必要があると、外国は財政的な援助を十分している。ところが日本は違います。外国から買えばよいと。</p> <p>いや、買えるだけの力、今あるよ。要はな。</p> <p>今の状況であれば、農業をしようとする人が減っていくばかりです。認定農業者であつても減ってる。どっかに大きな問題があるということになる。</p>

辻林委員	<p>国も財政的には困難だと言うてるけど、海外債権がかなりあるので。結局借金もあるけど、海外債券、貸し付けてあるお金も大分あるので。そのことは一切言わないで、皆さんの給料を安く抑えようとか、そういうところに向かわずというのは、本意ではなく、消費が増えない。</p> <p>あんまり税金を増やすとか、他の人から徴収するとか考えれば、身構えて出さない。もうちょっと日本の政府も考える必要がある。もうちょっと検討して、農業で生活できるよというような形にしたほうが、物も買い、消費が増える、私はそう思ってます。政治家でもないからこれ以上は言われへんけど。</p>
友田会長	<p>今の意見もしっかり大阪府に、国やらにこう書いといてな。ただ、了解したというんで終わるんやなしに。こういう意見が強くあったというのを書いといて出してな、ということでもよろしいでしょうか。</p>
産業振興室	<p>はい。</p>
友田会長	<p>ほかに御意見ございませんか。</p> <p>なければ、この件については終わりたいと思います。</p> <p>では、もう結構です。</p>
産業振興室	<p>お時間頂きましてありがとうございました。</p> <p>(農林担当 退出)</p>
事務局	<p>農林担当になります。</p>
西辻委員	<p>せやから農林物言わんのやろ。国に上げるのは、じゃ、国に言うのは農林。</p>
事務局	<p>農林から、農業委員会から意見がこういうのあって、向こうから報告になります。せやから、農業委員会が今の意見をつけて返すという形になります。</p>
友田会長	<p>せやけど農業委員会は農林課に意見出すんやろ。</p>
事務局	<p>はい。</p>
友田会長	<p>しっかり書いとときや。こういうことが増えてくると縛りがまた増えるんと思って、大分心配して答申して下さい。物言うたら縛りかけられるからね。</p> <p>農振地は変更できないので。前はたくさん和泉市は農振地を変更しました。これは横山のミカンを切って森林になったから、そういう関係もあってばさっと行ったけど、次はもうなかなか難しいということと、大阪府が農振地を増やせって言うのと、国もそういうふうになってきて、この地域計画はそれに連動してきたら大変やなと思って。</p>
辻林委員	<p>それに伴うものを、府とか国とか考えてもない。</p>
友田会長	<p>考えてない。</p>
友田会長	<p>和泉市はそれなりの、今の辻林さんの意見言う必要がある。</p>
辻林委員	<p>分かってるよ。</p>
友田会長	<p>国から言うてくるので、何だかんだ言うて遅なってもまた問題になるし、これ以上反対もできないので、そういうことで進めてもらおうと思ってます。</p> <p>しかし、これから地域計画がいろいろ皆さんにお世話になりますが、そういうことを頭に置きながら、これから縛りが増えてくる可能性があるということも考えてやっと思いたいなと思えます。</p> <p>それでは続きまして、報告案件に移ります。</p> <p>議案書16ページ、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による解約通知受理</p>

<p>事務局</p>	<p>について、農地の賃借権解約1件に関する通知を受理しましたので、別表のとおり報告をします。</p> <p>議案書17ページを御参照ください。</p> <p>続きまして議案書18ページ、報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用するため、所有権移転2件を専決により受理しましたので報告します。</p> <p>議案書19ページを御参照ください。</p> <p>以上をもちまして、本日の審議は全て終了いたしました。</p> <p>次に、報告案件・その他の案件について、事務局から報告願います。</p> <p>事務局の仲野でございます。</p> <p>報告でございますが、お手元に御配付させていただいております資料につきまして御説明させていただきます。</p> <p>農業委員会系統組織による能登半島地震義援金の募集について、大阪府農業会議からの通知でございます。被災された農業者等の皆様の今後の経営と生活の回復を図り、1日も早い復興を支援するため、義援金募集活動に取り組むとのことで、1口は1,000円、1人1口以上を目標に義援金を募集とのことでございます。</p> <p>先ほどの推進委員会議の中でも、正副会長含めてお話がありまして、事務局の案といたしましては、今皆様からお預かりさせていただいております親睦会費の中からの義援金という御提案をさせていただきました。</p> <p>その中で、先ほどの推進委員会の中でお話ありましたのが、1人幾らというよりも、皆様より預かってる中から7万円という金額で一括するのはどうかというふうなお話が出ておりました。金額の内容は、委員さんの皆さん、いかがなものでしょうか。</p>
<p>辻林委員事務局</p>	<p>それで結構ですよ。</p> <p>よろしいでしょうか。そうしましたら、また次回のときにも改めて御報告させていただきまして、義援金は3月末までに振り込むような形になりますので、その旨につきましてはまた改めて御報告させていただきます。</p> <p>次に、地域計画の策定につきましての御報告です。昨年夏、調整区域の田畑の所有者を対象に送りましたアンケートにより意向調査の結果に基づきまして、現在、地図上に意向内容別の着色を行う作業を業者に依頼してございます。</p> <p>この地図が完成された後、農林担当が主体となり、各地域におきまして地域農業者やJA等関係者が集まり、地域計画についての座談会、話し合いが行われる予定でありまして、その際、各地区担当委員さんにも御出席をいただく予定となっております。</p> <p>座談会の日程等につきましては、農林担当にて行われるもので、現段階では農業団地については3月上旬、その他の地域につきましては4月以降を予定しているとお聞きしてございます。</p> <p>また詳細が分かり次第、農林担当か事務局のほうから御連絡をさせていただきますので、よろしく願いいたします。</p> <p>最後にその他といたしまして、昨年7月にお渡しいたしました活動記録簿、水色のファイルでございますが、次回の3月委員会のときに回収させていただきたいと思っ</p>

友田会長	<p>でございますので、御持参いただきますよう、よろしく願いいたします。 事務局からは以上でございます。 その他何か皆さん方で御意見ございましたら、お受けさせていただきたいと思いま すけども、ございませんか。</p>
森副会長 事務局	<p>研修会、来月、視察研修というの予定されているように。 一応、予定では入れさせていただいておりますが、会長からもお話あったようにコ ロナとインフルの蔓延で、かなり厳しいんで、なかなか事務局から提案するのも難し い状況なんです。</p>
森副会長 事務局	<p>予定では入ってあったんでね。 予定には入れてます。最初からしないというわけじゃないんで、予定には入れてる んで、そのときの状況を見計らってということで考えてますけども。</p>
森副会長 友田会長	<p>分かりました。 ほか、ございませんか。 能登半島の義援金、ありがとうございました。 地域計画もまた始まっていきます。 農業基盤経営促進法基本構想、こんな次々とややこしい問題が次に出てきますの で、その点も含めまして、法律が改正されると、さっきも申し上げたように縛りがき つくなってくるということもありますので、よく検討しながら熟慮していただきたい と思います。 それでは、今日は本当に慎重審議、時間いっぱいまでありがとうございました。 これで農業委員会総会を終わらせていただけたと思います。 ありがとうございました。</p>

	<p style="text-align: center;">閉会時間 15時27分</p> <p>上記会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためにここに署名する。</p> <p>会 長</p> <p>委 員</p> <p>委 員</p>
--	--